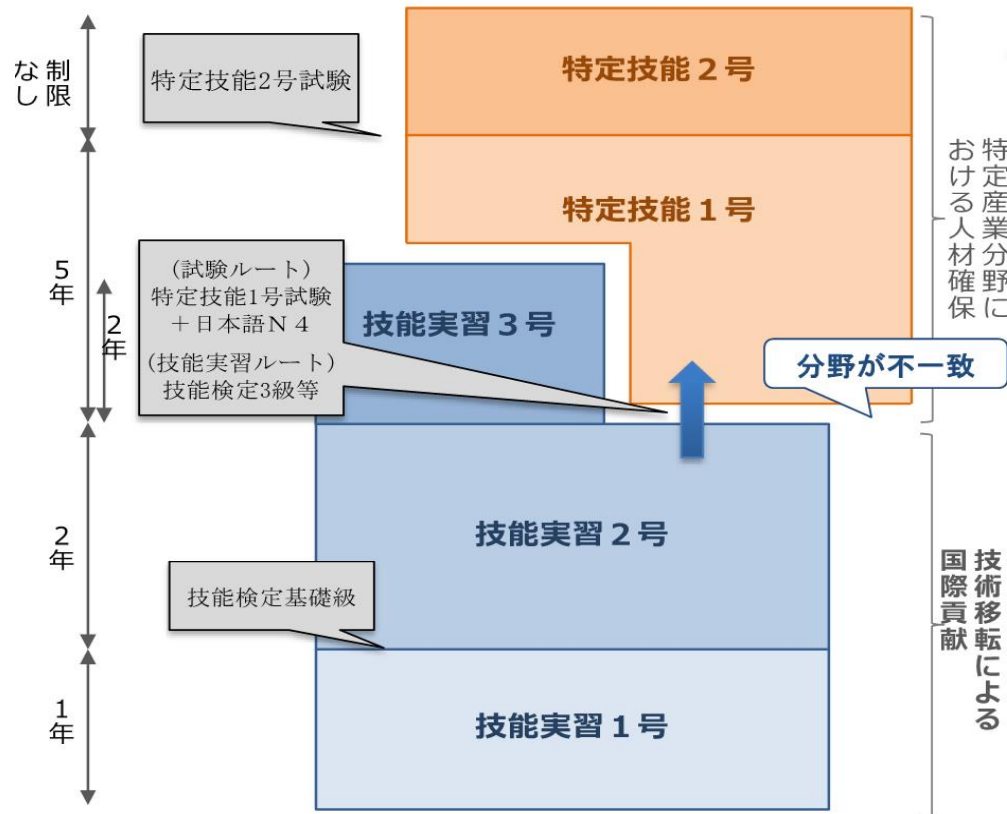


技能実習制度等の見直しについて

現行の技能実習制度を発展的に解消し、人手不足分野における人材確保と、基本的に3年間の就労を通じた育成期間で、特定技能1号の技能水準の人材に育成することを目的とする新たな制度の創設を検討。

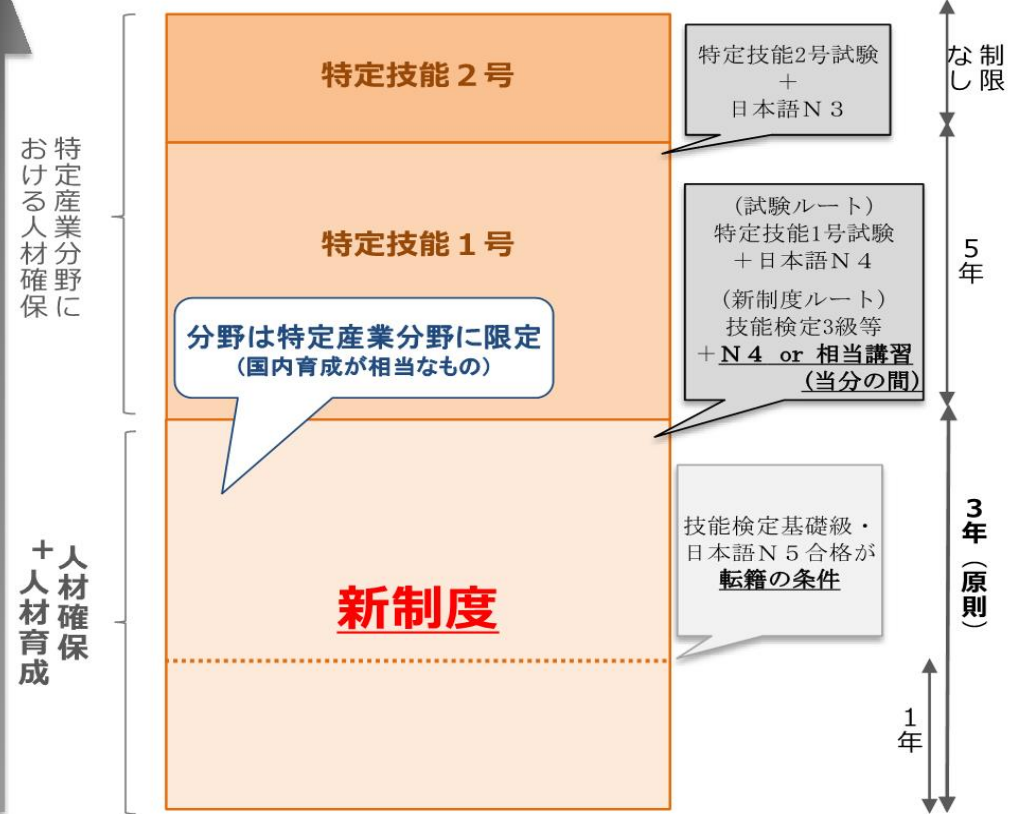
※技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議資料より抜粋

現行の技能実習・特定技能制度



※技能実習中の転籍は原則不可

新制度・特定技能制度



※同一企業で1年超就労+技能・日本語試験合格 → 転籍可

※試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める

有識者会議 最終報告書(令和5年11月30日)

●技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 最終報告書 (抜粋、下線は観光庁による)

- ・新たな制度は、未熟練労働者として受け入れた外国人を、基本的に3年間の就労を通じた育成期間において計画的に特定技能1号の技能水準の人材に育成することを目指すものとする。
- ・(略)計画的な人材育成の観点から、3年間を通じて一つの受入れ機関において継続的に就労を続けることが効果的と考えられるものの、以下の要件をいずれも満たす場合には、本人の意向による転籍も認める。
 - ア 同一の受入れ機関において就労した期間が1年を超えていること
 - イ 技能検定試験基礎級等及び日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)に合格していること
 - ウ 転籍先となる受入れ機関が、例えば在籍している外国人のうち転籍してきた者の占める割合が一定以下であること、転籍に至るまでのあっせん・仲介状況等を確認できるようにしていることなど、転籍先として適切であると認められる一定の要件を満たすものであること
- ・政府は、現行制度を利用している外国人や受入れ機関等に不当な不利益を生じさせず、また、制度の移行による急激な変化を緩和するため、本人の意向による転籍の要件である同一の受入れ機関での就労期間(略)について、当分の間、受入れ対象分野によっては1年を超える期間を設定することを認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討する。
- ・政府は、送出国政府との間での二国間取決め(MOC)を新たに作成し、これにより、不当に高額な手数料等の徴収、監理団体・受入れ機関への供応やキックバック等を行う送出機関の取締りを強化するなどして、悪質な送出機関の排除の実効性を高める。